

**民生課からのお知らせ**

**赤十字会員（社員）募集運動のお知らせ**

今年も5月1日から31日までの間、「赤十字社員（会員）募集運動」が実施されます。「赤十字社員（会員）」とは、赤十字の活動にご理解をいただき、毎年継続して500円以上の社費（会費）を日本赤十字社へご協力いただける方々のことです。

昨年は新島村では、470、140円の活動資金のご協力をいただき、ありがとうございました。本年もこの運動期間中、皆さまのお宅に婦人会の方々が伺いますので、ご理解とご協力を心からお願いいたします。

**狂犬病予防定期集合注射のお知らせ**

新島村では下記の日程で、狂犬病予防集合注射を実施いたします。犬の飼い主には、毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせる義務があります。

飼い犬の登録をされている方には、お知らせのハガキ（兼問診票）を送付いたしますので、必ずハガキを持参してお越しください。

また、犬の登録をされていない方も、会場で登録と注射ができますので、ぜひお越しください。

**▼式根島地区**

とき 5月13日（水）  
場所 式根島支所  
時間 9時～10時

**▼若郷地区**

とき 5月13日（水）  
場所 若郷会館  
時間 13時～14時

**▼本村地区**

とき 5月14日（木）  
場所 大島支庁駐車場北側  
時間 10時～12時  
13時30分～15時30分

**手数料**

- 予防注射代 3,100円
- 注射済票交付 550円
- 新規登録 3,000円

**【問い合わせ】**

民生課民生係 ☎(5)0243

**平成27年4月（6月支払い分）からの年金額が変わります。**

法律上、本来想定している年金額の改定ルールでは、年金額は現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっており、平成27年度は「名目手取り賃金変動率」（23%）によって改定されます。

しかし、平成27年度は、平成16年の年金制度改正において導入されたマクロ経済スライドによる調整が実施されます。マクロ経済スライドとは、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて「スライド調整率」が設定され、その

分を名目手取り賃金変動率から差し引く仕組みです。平成27年度スライド調整率はマイナス0.9%です。

また、平成12年度から14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、特例法で年金額を据え置いたことなどにより、平成26年度年金額は、本来の年金額より0.5%高い水準で支払われていましたが、平成24年に成立した法律に基づき、段階的な解消（マイナス0.5%）を行うことが定められました。平成27年4月からの年金額は段階的な解消とマクロ経済スライド調整率と合わせて、プラス0.9%の改定となります。

これに伴う年金額は、6月に送付される年金額改定通知書でご確認ください。

**【問い合わせ】**

港年金事務所 ☎03（5401）3211

**企画財政課からのお知らせ**

**平成27年度軽自動車税の減免申請について**

5月上旬に軽自動車税の納税通知書兼納付書を送りますが、次のいずれかの要件に該当する場合は、申請手続きをすることにより軽自動車税が減免されます。

詳細につきましては、税関係までお問い合わせ下さい。○身体などに障害がある人な

どが所有する軽自動車等（障害の程度による）

○構造が専ら身体障害者等の利用のための軽自動車等

○公益のために直接専用する軽自動車等

**申請期限** 平成27年5月25日まで

**申請場所**

新島村役場税政係及び各支所 **必要なもの**

○軽自動車税減免申請書

（役場又は各支所にあります）

○印鑑

○身体障害者手帳など各種手帳

○車検証

○減免対象の軽自動車税の納付書

※身体障害などによる減免の場合、障害者1人につき「1台」に限ります。

※減免が受けられる障害の種類・等級の範囲については、税政係までお問い合わせ下さい。

**【問い合わせ】**

企画財政課税政係 ☎(5)0241

**第1回東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業**

島しょ地域の中小企業等が地域資源を活用した特産品開発・観光振興等を目的として新たに実施する事業に対して、その経費の一部を公益財団法人東京都島しょ振興公社が補助します。

**補助対象事業者**

- ①個人事業者、中小企業、組合等、財団法人・社団法人・特

定非営利活動法人、複数の企業等で構成される中小企業グループ、その他地域活性化に資する取組を行うと認められる法人等

②創業を具体的に予定している方

※東京都島しょ地域に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること（法人の場合は島しょ地域に登記、個人の場合は島しょ地域に開業届出をしていること）。

※創業予定者の場合は、事業完了までに島しょ地域に登記または開業届出が必要。

**補助対象事業（新たに実施する事業が対象となります）**

①地域資源を活用した特産品に関する事業

②地域資源を活用した観光の振興に関する事業

③左記①又は②に関連した事業展開に関する事業

補助申請は、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する「東京都地域中小企業応援ファンド地域資源活用イノベーション創出助成事業」（以下「ファンド助成事業」）への申請を条件とし、当該助成事業の採択の結果を踏まえ、交付・不交付を決定します。

**補助金及び補助率**

○補助限度額 1,000万円

○補助率 補助対象経費の9/10以内（ファンド助成事業の助成金額は除きます）

締め切り 6月1日（月）

**【問い合わせ】**

企画財政課企画調整室 ☎(5)0204

### 総務課からのお知らせ

#### 『人権擁護委員の日』特設人権相談の開設

全国人権委員連合会及び各都道府県人権擁護委員の自主事業の一環として、人権擁護委員の日である6月1日に『全国一斉特設人権相談』を実施します。新島村でもこの日に特設人権相談所を開設いたしますので、人権に関する相談がある方は、是非お越しください。

#### 【相談日時】

平成27年6月1日(月)  
午前10時～午後5時まで

#### 【相談場所】

新島地区 住民センター  
式根島地区 式根島支所

#### 【問い合わせ】

総務課行政係  
☎(5)0240 (内線104)

#### 司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば、こんな相談

「遺産分割をはじめ相続手続きをこれまでやってなかったので、進め方を知りたい」

「土地や建物の名義変更ってどうやってするの?」

「子供や兄弟姉妹(又は甥・姪

にスムーズに財産を渡す方法はないか?」

「ローンを返したので、抵当権を抹消したい」

「会社を作るにはどうすればいいの?」

「借りましたお金が返せなくなりました。どうすればいい?」

「親族が認知症になってしまった。遺産分割や不動産取引を始めとした手続きがうまく進まない」

「成年後見制度って何?」

「大家さんに無理難題を突きつけられている」

など、登記や法律の相談を無料でお受けしています。

#### 【相談日時】

平成27年5月8日(金)  
午前10時～午後2時

#### 【相談場所】

新島住民センター  
今後原則として毎月第2金曜日に開催する予定です。

ただし、交通手段の関係でやむなく中止させていたたく場合もあります。その際は何かでご容赦ください。予約は不要です。

#### 【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課  
☎03(3353)9191

平日午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

### 困った時の相談窓口

借金の返済でお悩みではありませんか?

また、高齢者を中心に未公開株やファンド等の投資被害が多発しております。おかしいな?と思ったら、迷わずご相談ください。

#### 【多重債務相談窓口】

東京財務事務所 多重債務相談窓口  
☎03(5842)7475

#### 【投資詐欺等相談窓口】

東京財務事務所 多重債務相談窓口  
☎03(5842)7016

#### 【警視庁総合相談センター】

#9110 又は  
☎03(3501)0110

(相談内容に応じて専門の相談窓口等をご案内します)

### 島しよ法律相談

島しよに居住されている方を対象として、法律相談(電話相談)を実施しています。完全予約制で相談料は無料です。

#### 【予約方法】

相談を希望される方は、予め第二東京弁護士会法律相談センターに電話予約して下さい。

#### 【相談日】

半期ごとに定めることとしますが、原則第4週の金曜日

### 【受付時間】

平日9時15分～17時15分(相談日の前日15時までに電話連絡してください)

#### 【問い合わせ】

第一東京弁護士会法律相談課  
☎03(3592)1855

### 鳥嶼会館宿泊予約のキャンセルについて

宿泊予約のキャンセルについて、ご連絡を頂けないままご来館されないお客様が多くいらっしゃいます。

宿泊をご希望されているお客様にもご迷惑をお掛けする事態が発生しておりますので、ご予約をキャンセルされる場合は、お早めにお電話にてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、キャンセル料は以下のとおりとなりますので、あらかじめご了承ください。

▼島しよ住民キャンセル料

○個人/当日18時以降の取消 宿泊料金の50%

○団体(10名以上)/当日10時以降の取消 宿泊料金の50%

※連絡なし不泊の場合は宿泊料金の100%となります。

#### 【問い合わせ】

鳥嶼会館  
☎03(3437)3061

### 電波利用環境保護周知啓発強化期間

6月1日から10日は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。不法電波から暮らしを守れ!

#### 【問い合わせ】

関東総合通信局  
☎03(6238)1939

▼不法無線局による混信・妨害

▼テレビ・ラジオの受信障害  
☎03(6238)1945

▼地上デジタルテレビ放送の受信相談  
☎03(6238)1944

### 小学生～高校生のための夏休み海外研修交流プログラム

公益財団法人国際青少年研修協会では、10コースの参加者を募集しています。体験を通して、お互いの理解や交流を深め、国際性を養うことを目的に実施します。

【日程】7月23日～8月16日

【派遣先】米国・英国・豪州・カナダ・サイパン・シンガポール・フィジー・フィリピン

【参加費】25～69万円

#### 【問い合わせ】

公益財団法人国際青少年研修協会  
☎03(6417)9721

## 五島をつなぐ ～支庁の窓～ No. 21

みなさんにとって身近な税金、自動車税に関してのお話です。

\*+:.o.:+\* \*+:.o. o.o.:+\* \*...o○ ○o...\* \*+:.o. o.o.:+\* \*+:.o.:+\*

### 5月は自動車税の納期です

自動車税の納税通知書は5月1日に発送されます。

お手元に届きましたら、**6月1日（月）**までに

お近くの金融機関等でお納めください。

\*+:.o.:+\* \*+:.o. o.o.:+\* \*...o○ ○o...\* \*+:.o. o.o.:+\* \*+:.o.:+\*

#### Q1 自動車税は誰が払うの？

平成27年4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に納税義務があります。

また、年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

#### Q2 減免制度はあるの？

障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、減免を受けられる制度があります。減免申請がお済みでない方を対象として、6月1日（月）まで平成27年度分の減免申請の受付を行っています。

### 平成27年度から自動車税の重課割合が変わります

平成26年度税制改正により、環境性能の良い自動車の軽減割合を拡充する一方、新車新規登録後一定年数を経過した自動車の重課割合が引き上げられました（平成26年度概ね10%→平成27年度概ね15%）。

（※バス・トラックは変わらず、概ね10%のまま）

#### 【平成27年度に重課対象となる自動車】

ガソリン・LPG自動車…平成14年3月31日までに新車新規登録を受けたもの。

ディーゼル自動車…平成16年3月31日までに新車新規登録を受けたもの。

※詳しくは、支庁総務課税務係(2-4411)又は東京都自動車税コールセンター(03-3525-4066)へご相談、お問い合わせください。

また、軽自動車に関するお問い合わせは新島村役場企画財政課税政係へお願いします。

## 「地質の日」記念行事～新島村の地質を知ろう～

### 新島灯台付近の地質見学会

5月10日は「地質の日」です。「地質の日」とは、アメリカの地質学者たちが明治9年に日本で最初の地質図を発行した日にあたり、2007年に関連学会や団体が発起人となり制定されました。

新島村博物館では、「地質の日」にちなんで記念行事を実施します。

今回は防衛省技術研究本部航空装備研究所新島支所のご好意により、新島灯台を訪れ、付近の地質見学会を行います。日ごろ訪れる機会の少ない場所です。ぜひ参加ください。

なお、参加には予約が必要です。5月7日（木）午後4時まで新島村博物館へお申し込みください。

日 時：平成27年5月9日（土） 午前9:00～正午（荒天時は中止 ※小雨決行）

集 合：本村住民センター

案内者：磯部 一洋（新島村博物館外協力研究員）

参加者：小学生以上

費 用：無料

持ち物：筆記用具、飲料水など

予約・問い合わせ：新島村博物館 ☎04992(5)7070